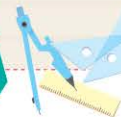




ものを貸したり借ったりすることをめぐって、
トラブルになったり、いやな思いを
したことはありませんか？



1 「何を」貸したり借ったりする時でしたか。



2 どんなトラブルでしたか。





➡ 約束をすること, 守ること

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



やくそく まも
「約束をすること, 守ること」

① **資料1 (できごと・その1)** から **かんが** 考えよう。



か 借りる側 (Bさん) のよくないところ



か 貸す側 (Aさん) のよくないところ



② どうすればトラブルにならなかったのでしょうか？

③ **資料2 (できごと・その2)** から **かんが** 考えよう。

- Bさんは、3日でゲームソフトを { 返したほうがよい ・ 返さなくてよい } と思う。
- それは、なぜですか？

④ 約束をする時、これから気をつけたいことを書こう。



➡ 約束をすること、守ること

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



か か 「貸し借り」

① 世の中なかで貸し借りかされているものにはどんなものがありますか。

Blank area for writing answers to question 1.

か がわ 貸す側

② 「貸し借り」にはどんなよい面めんがあるのだろうか。



か がわ 借りる側



Blank area for writing answers to question 2, associated with the lender side.

Blank area for writing answers to question 2, associated with the borrower side.



③ もし、期限きげんを守らまもなかったら、だれにどんな迷惑めいわくがかかるのだろうか。

Blank area for writing answers to question 3.



④ もし、返さない人ひとが増えたらどうなるのか。

Blank area for writing answers to question 4.



⑤ 貸し借りをするときに気をつけること。

Blank area for writing answers to question 5.

ワークシート

名前（ ）

○ 自分についての情報，だれになら知られてもいいですか？

次のことからについて，以下の①から⑤の中から 当てはまるものを選んで，番号とそう思った理由を書きましょう。（番号は，2つ以上選べます。）

- ①だれにも知られたくない
- ②仲のいい子になら知られてもいい
- ③家族になら知られてもいい
- ④クラス全員に知られてもいい
- ⑤だれに知られてもいい

自分についての情報	番 号	理 由
住所・電話番号		
好きな人		
好きな食べ物		
身長・体重		
ゲームやSNSの ID・パスワード		
テストの点数		
いま困っていること		
貯金		
きれいな食べ物		

私法と消費者保護～契約とは何だろう～

お茶の水女子大学附属中学校

寺本 誠

1

私たちの身の周りで「契約」という言葉を聞いたことがありますか

- コンビニエンスストアでジュースを買う
→ 店との売買契約
- 電車に乗るために切符を買う
→ 鉄道会社との旅客運送契約
- アルバイトをする
→ 雇用主との雇用契約

「契約」と「約束」の違いは？

契約とは法によって守られる約束

→契約を結ぶと、それを守る法的な責任（義務）が発生する

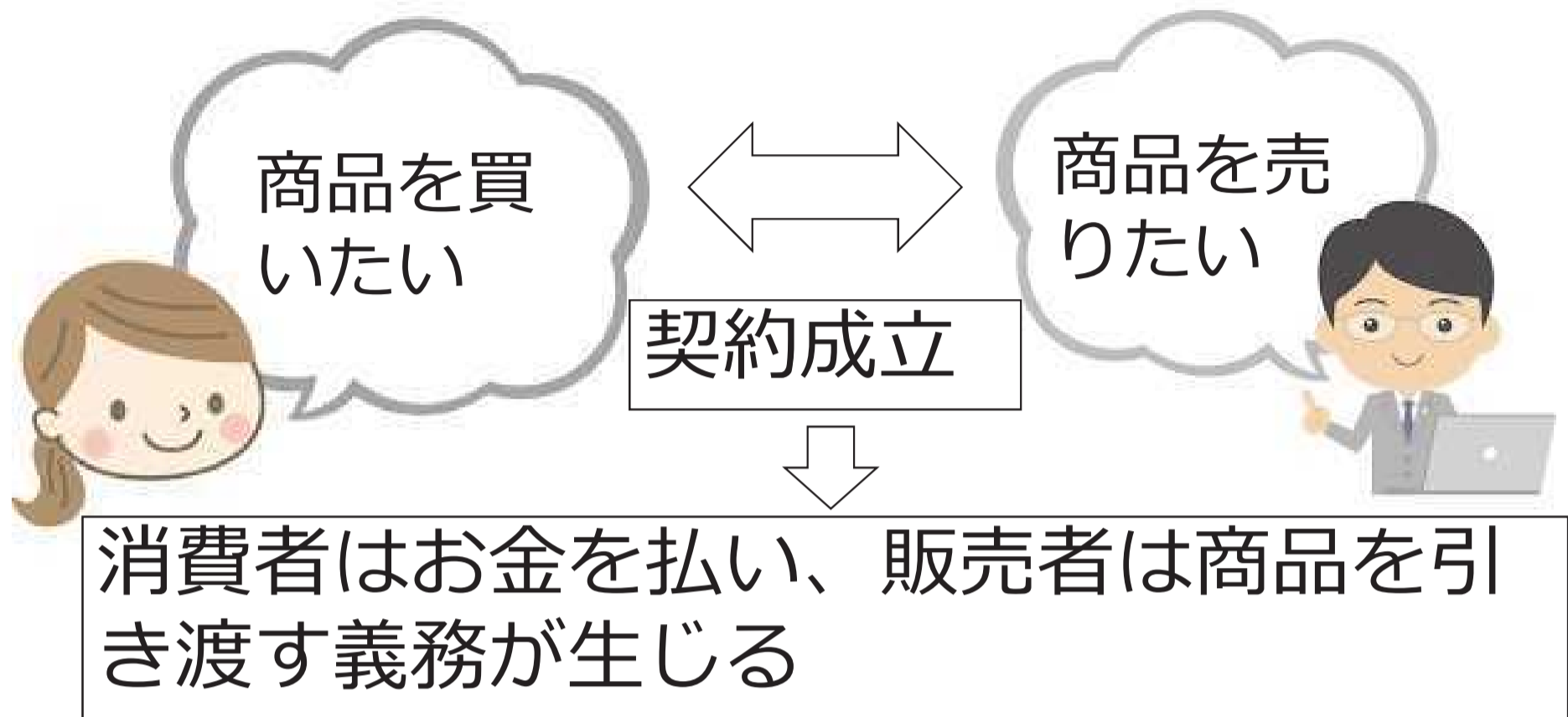
※かといって約束は簡単に破られてよいものではありません。道徳的な責任が生じるのは言うまでもありません。

佐々木さんの売買契約は、いつの時点で成立したといえるか

- ①店員さんが「1万円です。いかがですか」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時。
- ②佐々木さんが店員さんに代金を支払った時。
- ③店員さんが佐々木さんに商品を手渡した時。

売買契約成立の例

お互いの意思が合致



生徒に示す視点

- ・ 契約は当事者間の自由な意思が合致して成り立っており、一度結ばれた以上、法律上の権利と義務が発生し、それを守るべき責任がある。市民社会における経済活動は契約が守られることで成り立っていることを理解させ、契約違反が常態化した社会が一体どのようなようになるか想像させる。
- ・ 無責任な契約が横行してしまうと、自由な経済活動を妨げ、市民社会のルールと信頼を壊すこと、したがって契約は必ず守られるべきものであることを理解させる。

一度結んだ契約は解消できないのだろうか。

【事例1】 同じ物がもっと安く売っていたので契約を解消したい。

【事例2】 家に同じ物があったので契約を解消したい。

【事例3】 佐々木さんが「ホンモノ」だと思って買ったのは「ニセモノ」のバッグだったので契約を解消したい。

一度結んだ契約は解消できないのだろうか。

【事例1、2】 →解消できない

自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。自分が自由な選択の中でその商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくてはならない。

【事例3】 →解消できる

十分に考えて約束したのに、考える基本条件が違っている場合には、その約束に拘束されるべきではない。

契約はどのような時でも必ず守られなければならないのだろうか。

【事例4】

佐々木さんは財布の購入を勧められるとは知らされないまま、景品が当たったと電話で呼び出されて事務所まで来た。そこで、店員さんに熱心に財布の購入を勧められて、断り切れずに財布を買った。

生徒に示す視点—なぜ契約自由の原則に例外があるのか—

- ・事例4のようなしつこい訪問販売や悪質商法の事例を提示し、意思決定が妥当になされているかどうか考えさせる。
- ・十分考える時間やチャンスが無かった場合、一方的に契約を解消する手段として、クーリング・オフ制度があることを説明する。
- ・契約は自分の意思で自由に行われるべきものであるが、現実には商品の情報を十分知りえない消費者が自分の意思で判断することは難しい。消費者不利の事例を挙げながら、消費者と事業者を実質的に対等な立場に置くための契約ルールである消費者契約法や、国や地方公共団体が消費者を守る施策として消費者基本法があることを説明する。

＜参考＞ 契約を結んだとしても効力が認められない場合

- ① 契約した内容の実現が不可能である場合
- ② 契約に対して真意を欠いている場合
→ 虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫など
- ③ 契約をした者に判断する能力がない場合
→ 未成年者など

ただし、2022年4月1日以降は、18歳以上の人は、未成年者であることを理由として、契約を取り消すことができなくなる。

私法と消費者保護～契約とは何だろう～

○アニメ動画を見ながら次の問いについて考えてみよう。

問1. 佐々木さんの売買契約は、いつの時点で成立したといえるか予想してみよう。また、その判断の理由も書いてみよう。

- ① 店員さんが「1万円です。いかがですか」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時。
- ② 佐々木さんが店員さんに代金を支払った時。
- ③ 店員さんが佐々木さんに商品を手渡した時。

私の予想（ ）番
理由

問2. 事例1～事例3の場合、契約は解消できるでしょうか。また、その理由を考えてみよう。

【事例1】 同じ物がもっと安く売っていたので契約を解消したい。

私の予想（ 契約を解消できる ・ 解消できない ）
理由

【事例2】 家に同じ物があったので契約を解消したい。

私の予想（ 契約を解消できる ・ 解消できない ）
理由

【事例3】 佐々木さんが買ったのは「ニセモノ」のバッグだったので契約を解消したい。

私の予想（ 契約を解消できる ・ 解消できない ）
理由

問3. 【事例4】 店員さんの勢いに断り切れずに財布を買った鈴木さんは、契約を解消できるだろうか。その時の状況①、②も踏まえて考えてみよう。

- ① 鈴木さんはホンモノのブランド品で、10万円以上の価値がある財布を6万円買った。
- ② 鈴木さんと店員さんとの間に「財布を買います」「財布を売ります」の合意があった。

私の予想（ 契約を解消できる ・ 解消できない ）
理由

問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

① 鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

(1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。

洗濯をしなければならない 洗濯はしなくてもよい

(理由)

(2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

支払う必要がある 支払う必要はない

(理由)

② 鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

(1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。

支払う必要がある 支払う必要はない

(理由)

(2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。

解消することができる 解消することはできない

(理由)

③ サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

解消することができる 解消することはできない

(理由)

ある村に、次の募集のお知らせが掲示されていました。これを見て、サル、キジ、イヌの3匹は相談を始めました。

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

サル：きびだんご10個ももらえるなんて、おいしい仕事だよね。僕たちが普通に一日働いてもきびだんご1個分しか稼げないもんね。

キジ：確かに…。でも、危険はないのかなあ。鬼ってどんなやつなんだろう。簡単に倒せるのかな。

イヌ：悪い鬼を退治して、さらにきびだんごももらえるなんて、なかなか条件の良い仕事かもしれないよ。いざとなったら桃太郎が戦ってくれるから危険はないんじゃないかなあ。

サル：そうだね。このまま村で地道に働いていてもこんな大金手に入れられないだろうし…。僕は応募してみようかな。

こうして、サルは桃太郎のところに行き、桃太郎の仲間になって鬼退治をしたいと申し出をしました。桃太郎もサルにぜひ仲間になってもらいたいと思いました。そこで、桃太郎とサルは仕事上のことでトラブルにならないよう、次のような契約書を交わして鬼退治に行くことにしました。

契約書

合意事項1．サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。

合意事項2．桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。

合意事項3．
.....
.....
.....

合意事項4．
.....
.....
.....

合意事項5．
.....
.....
.....

合意事項6．
.....

合意事項7．
.....

サルのサイン _____

桃太郎のサイン _____

教員向け法教育セミナー

成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて

東京都立国際高等学校

宮崎 三喜男

1

1 自己紹介

- 教科：公民（政治・経済、現代社会）
- 教員歴：17年目

- 日本公民教育学会常任理事
- 法務省 法教育推進協議会教材作成部会委員

2

2. 法教育について

ア) 法教育が想定する社会

- ・「自由で公平な社会の形成」 → 価値多元社会
- ・価値観・幸福観の対立 → 法で解決

日本国憲法 ← 裁判を受ける権利

裏返すと・・・司法以外で罰せられない権利

仇討ち禁止令

国が被害者に代わって裁判を求める

3

イ) 裁判員制度について

国民が司法に参加することは、参政権のような国民の権利ととらえるべきか、納税のような義務ととらえるべきか

裁判は・・・

素人(国民)が行うべきか？

プロ(裁判官)が担うべきか？

4

「法」に関する教育カリキュラム

- 1 法や決まり、ルールの基本となる考えを学ぶ
- 2 私法の基本的な考え方を学ぶ
- 3 憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ
- 4 司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

5

3. 新学習指導要領上の明記

新科目「公共」では、どう明記されているのか

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア)法や規範の意義及び役割、**多様な契約及び消費者の権利と責任**、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

3. 学習指導要領上の明記

新科目「公共」では、どう明記されているのか

(3)内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

・・・「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、**私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。**
・・・

高等学校学習指導要領解説公民編₇

4. 契約に関する授業の事例発表1

事例発表

契約を考えてみよう 1

インターネットで、健康食品を購入した。1回だけのつもりだったが、2回目が届き、慌てて事業者に連絡した。「電話、郵便、メールなどにより、次回発送日の10日前までに定期購入しないという意思表示がなければ、継続の申込みとなる」と言われた。インターネットで再度確認したところ、定期購入という表示を見落としていたようだ。

また、申込み画面上に利用規約のリンクが張られていて、すぐに確認できるようになっており、画面には「利用規約に同意する」とのチェックボックスもついていて、同意する場合にはチェックを入れる形式になっていた。利用規約をよく見直すと、確かにそのようには書いてあったが、定期購入という表示がわかりにくかったように思う。当然1回だけの申込みと思ったので、解約したい。

課題

この契約は

- ・有効(取り消せない)と思いますか？
- ・それとも無効(取り消せる)と思いますか？

■ 信義則(民法1条2項)

「権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」

契約を考えてみよう 2

「コーラについている点数を集めて、戦闘機をもらおう」。1996年、700万ポイント(約8000万)で戦闘機がもらえるというペプシ社のCMを見て、実際に700万ポイントをペプシ社に送ったジョン(24)。

しかしペプシ社は「あのCMは冗談で、8000万円の当社の製品の代金と引き換えに26億円もする実物の戦闘機がもらえるというのはおかしい」といって取り合わなかった。

ジョンはペプシ社に対して、戦闘機の引き渡し、ないし契約違反を理由に損害賠償を請求できるか？

課題

この契約は

- ・有効と思いますか？
- ・それとも無効と思いますか？

① **不存在**

契約の外形自体存在しない(架空請求など)

② **不成立**

意思表示が合致しない。(例:10万円でバイオリンを売ってくれ、と言ったのに10万円でギターを売ってやると答えた場合)

③ **無効**

意思能力なし、不当条項、公序良俗違反
(例:100万円で人を殺してくれ)

④ **取り消せる**

未成年者の法律行為、詐欺・脅迫

⑤ **解除できない**

約定解除、合意解除

(例:クーリング・オフ)

5. ワークショップ

桃太郎の話から
「契約」について考えよう



『未来を切り拓く法教育』(法務省)

15

契約自由の原則(私的自治の原則)

※個人と個人の間で結ばれる契約については、
国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のこと。

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

16

課題1 契約書を作ってみよう！

可能な限り、将来もめごとが起きないように、契約書を2人で作成してください。

後ほど、合意した契約書の内容を発表してもらいます。

17

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！

村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

19

課題

- (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
- (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

20

鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

21

- (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
- 支払う必要がある
- 支払う必要はない
- (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。
- 解消することができる
- 解消することはできない

22

サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「**平和な村に衝撃！ 鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行**」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、**この契約は解消したい**」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、**契約の解消はできないよ**」と答えた。

23

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

- 解消することができる
- 解消することはできない

24

6. 社会に開かれた教育課程と外部機関との連携

女性専用車に
「逆差別」主張

候補者男女均等法成立

25

授業者の考えた授業プラン

- 1 新聞記事(女性専用車両、候補者男女均等法のどちらか)を配布し、何が問題なのかを考えさせ発表する。
- 2 その問題を法的な視点(見方・考え方)で、簡単に説明し、紹介する。
- 3 別の新聞記事を出し、法的な視点(見方・考え方)を基にディスカッションをする。
- 4 専門家の講評を受ける。

専門家への質問

- ア そもそも、このような授業プランはどうでしょうか。
- イ このような形で実施する場合、どちらの新聞記事を最初に扱えばいいと思いますか？

26

正義 (justice)
平等・公平 (equality)

正義

公正 (fairness)
効率 (efficiency)

手段

※**法的な見方や考え方**

- ・専門的な内容を求めて(ただ知識とは限らない)
- ・社会に開かれた教育課程＝出前授業なのか？